

令和 5 年度

参画と協働関連施策の年次報告



令和 6 年 12 月
兵 庫 県

兵庫県マスコット
はばタン

～ 目 次 ～

| | |
|------------------------------|----|
| I 「参画と協働」とは----- | 1 |
| II 参画と協働関連施策の推進状況----- | 3 |
| 1 地域づくり活動の支援 | |
| ① 情報提供・相談体制整備----- | 5 |
| ② 知識・技能の習得機会提供----- | 7 |
| ③ 活動・交流拠点確保----- | 8 |
| ④ 人材確保----- | 10 |
| ⑤ 資金調達支援----- | 13 |
| ⑥ 連携支援----- | 14 |
| ⑦ 仕組みづくり支援----- | 15 |
| 2 県行政への参画と協働の推進 | |
| ① 情報公開の推進----- | 16 |
| ② 政策形成への参画機会確保----- | 16 |
| ③ 協働事業の機会確保----- | 17 |
| ④ 評価・検証への参画機会確保----- | 21 |
| ⑤ その他（市町における参画と協働の取組状況）----- | 21 |
| [参考] | |
| 県民の参画と協働の推進に関する条例----- | 22 |

I 「参画と協働」とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」「ともに支える」という5つの要素を基本に、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて地域の課題解決に主体的に取り組んでいくことです。

少子高齢化や人口減少が進み、地域課題が複雑・多様化する中、地域創生の取組をはじめ、元気で豊かな地域社会を築いていくためには、「参画と協働」が欠かせません。

兵庫県は、今後とも社会の変化を的確に捉え、常に時代の先を見据えた地域づくりを進めていくため、「参画と協働」を基本姿勢とする県政を展開していきます。

【参画と協働の5つの要素】

| | |
|---------|---|
| ともに知る | みんなで、地域の状況や課題などについて、知らせ合い、わかり合う |
| ともに考える | みんなで、知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える |
| ともに取り組む | みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく |
| ともに確かめる | これまでの取組について、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える |
| ともに支える | お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働の仕組みや体制をつくる |

○県民の参画と協働の推進に関する条例及び推進方策

兵庫県では、県民の地域づくり活動や県行政への参画と協働を促進するため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例（以下「参画・協働条例」という。）」を平成15年4月から施行し、「県民と県民のパートナーシップ」と「県民と県行政とのパートナーシップ」という2つの場面での参画と協働の推進に取り組んでいます。

また、参画・協働条例に規定する「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」として、「参画と協働の推進方策」を一体的に策定し、参画と協働による県政を推進しています。

＜関係条文＞県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。（(1)～(3)略）

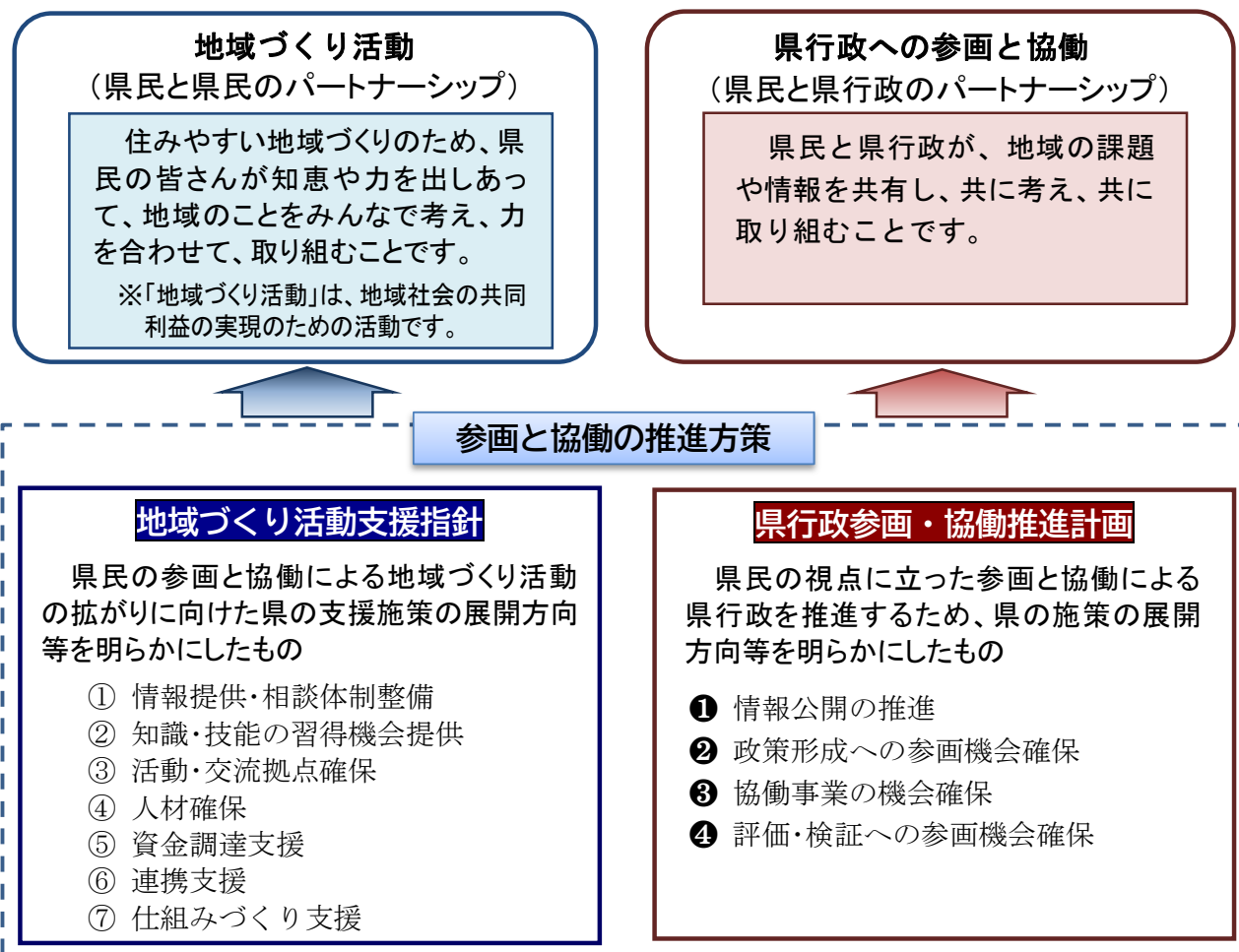
2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という）を定めるものとする。

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。（(1)～(5)略）

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という）を定めるものとする。

[参画と協働の2つの場面と「参画と協働の推進方策」の関係性]



○「県民ボトムアップ型県政」の推進

兵庫県では、誰もが希望を持って生きられる一人ひとりの可能性が広がる「躍動する兵庫」の実現を目指しています。

そのため、参画と協働の理念のもと、現場主義を徹底し、県民との対話を拡げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む「県民ボトムアップ型県政」を推進しています。

○参画と協働関連施策の年次報告

参画と協働の推進方策に基づいて展開した兵庫県の施策の実施状況を、県民の皆さんにお伝えするとともに、これからの取組について考えるきっかけとなるよう、参画・協働条例の規定に基づく年次報告を作成しています。

各取組への支援や、施策の展開による具体的な事例を紹介していますので、この年次報告を参考に、自治会や婦人会等の地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、企業、学校など、様々な活動主体が「参画と協働」の考え方を共有し、明日の兵庫づくりに向けた取組の輪が広がっていくことを期待しています。

<関係条文> 県民の参画と協働の推進に関する条例 (平成14年兵庫県条例第57号)
(年次報告)

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

II 参画と協働関連施策の推進状況

令和5年度は県民の参画と協働を推進するため、次の670施策を実施しました。



＜分野別の施策数＞

■地域づくり活動の支援に関する施策

| 項 目 | 施策数 |
|--|-----|
| ① 情報提供・相談体制整備 *ICTを活用した情報収集・分析・発信する力を充実・強化 *地域づくり活動に関する情報をわかりやすく提供 *活動の段階に応じた幅広い相談に対応 | 63 |
| ② 知識・技能の習得機会提供 *参加・スキルアップのきっかけづくりを支援 *全員活躍社会に向け、生涯を通じた学びを強化 | 87 |
| ③ 活動・交流拠点確保 *何かしたいときに気軽に立ち寄れる拠点の整備を支援 | 42 |
| ④ 人材確保 *活動に参画・協賛する人材を確保 *活動団体の担い手の発掘と育成を推進 *地域活動に取り組む多様な主体を支援 | 170 |
| ⑤ 資金調達支援 *事業を展開する力の強化を支援 *活動資金を生み出す仕組みづくりを支援 | 15 |
| ⑥ 連携支援 *多様な主体との連携・協働を支援 | 39 |
| ⑦ 仕組みづくり支援 *持続可能な地域コミュニティの基盤形成を支援 *コロナ禍をきっかけに生まれた地域づくり活動を促進 *地域づくりへの参加方法や関わり方の多様化を推進 *関係人口など地域外からの参加を促す仕組み作りを推進 *地域資源や基盤を活用し、地域間交流を促進 | 80 |
| 合 計 | 496 |

■県行政への参画と協働を推進する施策

| 項 目 | 施策数 |
|--|-----|
| ① 情報公開の推進 *県民に情報をわかりやすく、主体的に選択できるよう提供 | 12 |
| ② 政策形成への参画機会確保 *県行政に県民の意見・提案をつなぐ機会を積極的に確保 *参画と協働による新しいビジョンの策定と推進 *審議会などへの県民の参画機会の拡充 | 23 |
| ③ 協働事業の機会確保 *多様な公民協働の取組を展開 | 127 |
| ④ 評価・検証への参画機会確保 *県行政の評価・検証への県民参画の促進 | 12 |
| 合 計 | 174 |

令和5年度の主な取組

※事業名の後に記載している担当課名は
令和6年度の担当課名としています

1 地域づくり活動の支援

県では、県民の主体的な地域づくり活動を広げ、支えるための多様な施策を実施しました。これらの中から、令和5年度の主な取組事例を紹介します。

1 情報提供・相談体制整備

(1) 情報提供の充実

多くの人インターネットにより様々な情報にアクセスし、SNS等で情報の発信・共有を行う環境が整備されつつある一方で、ボランティア活動への参加や地域づくり活動の展開を妨げる要因に情報不足があげられています。

そこで、NPO 法人をはじめとする地域づくり活動団体の活動が活性化されるよう、インターネットや SNS 等の情報の即時性、拡散性をもった媒体を活用し、地域づくり活動への関わりを促進する情報を発信しました。

関連データ

【インターネットで SNS を利用する人の割合】

60.0% (H30) → 77.2% (R5) (通信利用動向調査・総務省)

【活動を展開する上での課題】

情報不足等による活動内容のマンネリ化 55.8% (県民交流広場アンケート (R2))

ふるさと兵庫“すごいすと” 情報発信事業 (県民躍動課)

兵庫を元気にしている「すごい人」や、地域で挑戦している若者たち、参画と協働のまちづくりを進める地域コミュニティ等、様々な角度から地域を元気にし、ふるさとへの誇りや愛着につながる情報をウェブサイトで発信。また、の周知促進を図るためタブロイド紙を発行

〔実績〕 217 人・団体 (H25～R5)

月平均アクセスユーザー数 約 6,300 人

〔紹介事例〕

- ・地域日本語教室として発足し、現在は地域の外国人と日本人が、一緒にまちづくりに取り組む (こくさいひろば芦屋)
- ・家島に移住し、観光ガイド、カフェ経営や移住希望者の住まいとして空き家の利活用など様々なまちづくり活動を展開 (中西 和也さん (姫路市))



〇すごいすとと県民との交流会の開催 (9/4 : 豊岡、2/9 : 加古川)

“すごいすと”と読者との繋がりや新たな読者の獲得を目指すとともに、すごいすとを通して、様々な地域づくり活動におけるポイントやヒントを提供し、地域づくりに関わる人のネットワークを広げるため、“すごいすと”の活動などの紹介や意見交換を実施



芸術文化の魅力発信強化プロジェクト（芸術文化課）

本県の芸術文化の魅力を発信するInstagramアカウント「兵庫アートポータル」を運用することで、令和7年4月から始まる大阪・関西万博の機運を醸成

〔実績〕

- ・フォロワー：1,493人（R6.4）
- ・県内で開催される芸術文化イベントや施設を紹介
（コメント例）「地元だけど知らない事もたくさん知る事ができてありがたい」
「新しいアートとの出会いを楽しみにしています」

(2) 相談体制の充実

NPO 法人やボランティア団体等の活動促進・取組の拡充には、団体への情報提供に加え、活動相談に応じる等の支援体制が必要とされています。

そこで、ひょうごボランティアプラザや中間支援団体等において、団体等の困りごとに寄り添った相談対応など、支援体制の促進を図りました。

関連データ

【ひょうごボランティアプラザへの支援強化の要望（ボランティア活動団体対象）】

- ・人材育成などの各種相談 44.6%（H26）→49.6%（R元）（県民ボランティア活動実態調査報告書）

ひょうごボランティアプラザや中間支援団体による活動相談（県民躍動課）

ひょうごボランティアプラザにおいて、ひょうごボランティア基金の中間支援活動助成事業を実施し、中間支援団体の相談対応を支援（助成件数18件、8,160千円）

県内各地域の中間支援団体の相談窓口では、社会貢献活動に関わりたい方からの幅広い相談に対応し、それぞれの事情に応じたアドバイスや人材育成等の取組を展開

〔相談内容〕 法人設立認証申請手続や法人会計・税務・労務・登記事務 など

※兵庫県内のNPO法人設立運営相談窓口

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/npo/madoguchi.html>

〔NPOによる地域課題解決への取組 ～ひょうごボランティア基金活用事例 vol.1～〕

○地域で孤立する外国人への相談・支援活動（NGO 神戸外国人救援ネット）（神戸市）

外国人が地域で安心して生活できるよう、他の外国支援団体と連携して生活相談会を開催するとともに、病院の入退院や年金受取手続の手伝いなどの寄り添い型支援を実施



地域しごとサポートセンター事業（労政福祉課）

地域住民や地域団体等がビジネス的手法により地域課題解決を図る取組を支援。地域住民等による持続可能な地域づくりを形成するとともに、ショートワークをはじめとした多様な働き方の推進を図る。

〔実績〕 県内6地域に地域しごとサポートセンターを設置し、地域課題の発掘・調査や解決に向けた地域しごとの立ち上げを支援(起業団体数：77団体)

2 知識・技能の習得機会提供

(1) 地域の魅力や課題を学ぶ・取り組む

地域への誇りや愛着を深めることが、参画と協働による地域づくりの推進力になります。

そこで、多様な世代が、地域の魅力や課題について学び、地域づくりへの関心を高め、活動をはじめめるきっかけになる取組を幅広く展開しました。

関連データ

【住んでいる地域に愛着や誇りを感じる人の割合】66.8% (R3)→63.8% (R5) (兵庫のゆたかさ指標)

【住んでいる地域をより良くしたり、盛り上げたりする活動に参加している、または参加したい人の割合】32.9% (R3)→34.6% (R5) (同上)

地域再生アドバイザー派遣事業（地域振興課）

地域の自主的な身の丈にあった地域づくりを支援するため、市町が主体的に取り組む集落対策や地域対策、その地域伴走を行う中間支援機能の確保にあたり、地域および市町への地域再生アドバイザーの派遣を実施

〔実績〕 16名の地域再生アドバイザーを 20市町 58地区に合計 125回派遣

大阪・関西万博に向けた「ひょうごフィールドパビリオン」の磨き上げ(フィールドパビリオン推進課)

地域の「活動の現場そのもの」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただくひょうごフィールドパビリオン。その認定後も伴走型支援を行い、国内外からの誘客が可能な魅力的なプログラムに仕上げつつ、それぞれが自立自走できる PDCA サイクルを構築

〔実績〕

- ・ 8月からプログラムのプレイヤー等を対象にした研修をスタート。
- ・ 計9回の座学研修に加え、各プレイヤー同士のネットワーク化促進のための現地研修を計7回実施。
- ・ 座学研修参加者：159 プレイヤー210名
現地研修参加者：45 プレイヤー55名

<磨き上げのPDCAサイクル>



大学生による次世代への消費者教育事業（県民躍動課）

次世代を担う消費者リーダーである「くらしのヤングクリエイター」を養成するとともに、事業者、NPO法人、消費者団体等の多様な団体や、異世代とのワークショップの企画・実施等、消費者トラブルやエシカル消費の啓発といったくらしのヤングクリエイターの活動を支援。特に、

顕著に活動したくらしのヤングクリエイター16名に、県から活動認定証を交付

- 〔実績〕
- ・ 大学祭・大学生協事業連合イベント等での啓発（啓発グッズ等の配布）：3回
 - ・ 消費者被害防止街頭キャンペーン（啓発グッズ等の配布）：2回
 - ・ エシカル消費啓発グッズの作成



避難行動要支援者のための個別避難計画の作成促進（防災支援課）

大規模災害発生時には、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に犠牲が集中するため、災害対策基本法の改正において、要支援者の個別避難計画の作成が市町の努力義務になったことに伴い、市町の取組を加速化するため、福祉専門職と自主防災組織等が連携して個別避難計画を作成する取組への補助や、地域の実情に応じた研修を実施
〔実績〕 補助利用市町：18 市町

[NPOによる地域課題解決への取組 ～ひょうごボランティア基金活用事例 vol.2～]

○自主防災の活性化（One by one）（加古川市）

防災意識の普及啓発や防災減災活動をしている団体などの支援のため、「かこがわ防災メッセ」での講演や防災学習・防災訓練を実施し、地域防災の活性化を推進



3 活動・交流拠点確保

(1) 地域の活動・交流拠点づくりを支援

地域のつながりや活力の維持・増進を図るため、地域づくり活動団体等の拠点づくりが求められています。

そこで、地域の交流拠点として、商店街の空き店舗を活用することでコミュニティの活性化を図ったほか、多様な分野にわたる活動の拠点施設として、生活創造センターや文化会館等を運営し、関係機関のネットワーク化を推進しました。

関連データ

【地域運営組織が課題と考えていること】

- ・活動拠点となる施設（数、面積）の不足：15.4%（H30）→12.2%（R5）
- ・活動に必要な物品の不足：13.4%（H30）→9.8%（R5）

（地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査（総務省））

商店街地域コミュニティの拠点づくり（地域経済課）

新たな顧客層を地域に呼び込むため、空き店舗を活用したコミュニティカフェの設置等、地域住民のニーズに対応した地域コミュニティの拠点づくりを支援

〔実績〕 1件

〔取組事例〕・ワークショップや研修会等に利用できるコミュニティラウンジを整備

[NPOによる拠点づくり活動 ～ひょうごボランティア基金活用事例 vol.3～]

○淡路島と神戸を結ぶ新たな拠点づくり

（ソーシャルデザインセンター淡路）（南あわじ市）

淡路島におけるソーシャルビジネスや文化交流、情報交換の場として、淡路島と神戸を結ぶ拠点をつくり、ひきこもりなどの就労弱者が製作した雑貨や島内の野菜を販売するマルシェを開催



生活創造センター・文化会館等の運営及び地域づくり活動の推進（県民躍動課）

県民の生涯学習、地域づくり活動を支援するため、各地域での活動の拠点施設として生活創造センターや文化会館等を運営し、地域とともに特色を踏まえた事業を展開

| 施設名 | 場 所 | 指定管理者 | 利用者数 登録グループ数 | 取組事例 |
|-------------|----------|------------------|---------------------------|---|
| 神戸生活創造センター | 神戸市長田区 | 大阪ガスビジネスクリエイト(株) | 万人 12.2 グループ 362 | ・生活創造フェスタの開催 生活創造グループの体験ブースの出展を通して、来館者に活動の成果や活動体験を提供することにより、興味・関心を促す機会を提供 |
| 東播磨生活創造センター | 加古川市加古川町 | (特非)シズメシズメ | 万人 19.5 グループ 334 | ・東ハリマくらし学校の開催 誰もが生徒・先生になることができる、東播磨での暮らしをより楽しく充実させる講座を開催 |
| 丹波の森公苑 | 丹波市柏原町 | (公財)兵庫丹波の森協会 | 万人 16.7 グループ 255 | ・丹波の森フェスティバルの開催 丹波の森への愛情を育み、元気で楽しい丹波地域を目指して、屋外ワークショップ等により、地域や世代を超えた交流とふれあいの機会を提供 |
| 但馬文教府 | 豊岡市妙楽寺 | (公財)兵庫県生きがい創造協会 | 万人 8.6 グループ 86 | ・但馬美術展の開催 日本画・油彩画等の公募展を開催し、優秀作品の表彰により、但馬の芸術・文化を振興 |
| 西播磨文化会館 | たつの市新宮町 | | 万人 8.1 グループ 119 | ・播州段文音頭の伝承 地域に唄い継がれてきた播州段文音頭の保存会が一堂に集まり交流する機会を設け、活動の活性化とともに、地域文化を振興 |
| 淡路文化会館 | 淡路市多賀 | | 万人 4.4 グループ 93 | ・淡路島ココだけの文化祭 淡路人形浄瑠璃をはじめとする伝統芸能や民俗芸能等に取り組む団体の活動動画をHP上に公開し、淡路地域の芸能の魅力を発信 |
| 嬉野台生涯教育センター | 加東市下久米 | | 万人 13.1 グループ 48 | ・ひょうご冒険教育による人材育成支援等 嬉野台チャレンジコースを活用して自然学校の受け入れ、子どもたちがチャレンジ精神や思いやりの心、こころの豊かさ、たくましさを育む機会を創出 |

4 人材確保

(1) 若者からシニアまで、幅広い世代の活躍推進

将来の後継者となる若者が活躍し、高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を生かすなど、全ての人それぞれのライフステージで社会を支える主人公になることが期待されます。

そこで、活動の機会づくりや起業支援等に取り組むとともに、人材養成に係る取組を実施しました。

関連データ

【ボランティア活動における課題】活動者の数が足りない 39.7% (H26)→45.4% (R 元)

世代交代が遅れている 38.4% (H26)→42.6% (R 元)

【65 歳以上が中心となっているボランティア活動団体】 54.5% (H26)→66.6% (R 元)

【34 歳以下が中心となっているボランティア活動団体】 2.7% (H26)→2.4% (R 元)

(県民ボランティア活動実態調査)

ひょうご SDGs スクールアワード (義務教育課)

SDGs の達成に向け、子ども達が主体となって取り組んでいる様々な活動のうち、特に先進的な取組を行っている学校園にひょうご SDGs スクールアワードを贈呈し、広く県内の学校園に SDGs の普及啓発を促進

○未就学部門最優秀賞：芦屋市立岩園保育所

- ・「葉っぱリサイクルクラブ」(落ち葉の堆肥作り)への参加を毎年5歳児が継承している。学生と共に活動する中で見つけた植物や生き物を通してその生態を調べ、ICT 機器やアプリ機能を活用し、オリジナルの図鑑作成に取り組み、環境保全について意識を高め、考えるきっかけとしている。



「持続可能な生活圏」形成支援事業 (地域振興課)

多自然地域における持続可能な生活圏の形成に向けて、地域の実情に応じた集落対策や地域運営組織等による地域自治の向上を図るため、総合的・戦略的に取り組む市町を支援

地域×企業×大学の「ひょうご絆プロジェクト」(地域振興課)

都市部の大学や企業、NPO 等の地域への継続的な関わりを創出するため、地域課題の解決に向けて地域づくりに取り組む地域団体と、大学や企業等が連携して実践する地域づくり活動を支援するとともに、それらの取組の拡大を図るためマッチング等の場づくりを実施

[実績]

- ・大学や企業、NPO 等と地域が連携して行う取組に対し補助 (14 件)
- ・取組の拡大を図るため、3 地域において大学や企業等とのマッチング支援を実施

ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度の普及促進 (男女青少年課)

県内企業の女性活躍を促進するため、女性活躍に積極的に取り組む企業を県が認定し、誰もが活躍できる職場づくりを後押しし、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と人材確保を支援

〔実績〕 認定企業数：69社 (計139社)

○ミモザセッション

日時：令和6年3月12日
場所：神戸ポートピアホテル
内容：ミモザ企業による取組事例発表
知事×企業×学生セッション
参加者数：150人



SDGs HYOGO 青年チャレンジ事業 (男女青少年課)

SDGsを推進する活動に意欲をもってチャレンジする青年を支援することにより、青年に次世代を担う創造力豊かなリーダーに成長していく機会を提供するとともに、県域におけるSDGs推進に貢献

〔実績〕・事業実施団体 9団体 (参加青年：149人)

- ・キックオフミーティング (R5.7.8 参加者数：30人)
- ・活動報告会開催 (R6.2.23 参加者数：43人)

マルチワーク組合支援事業 (地域振興課)

多自然地域における新たな働き方を確立することにより、さらなる移住・定住を促進するため、年間を通じた安定的な雇用環境や一定の給与水準を創出する「特定地域づくり事業協同組合」の構想検討・設立を支援

〔実績〕 令和6年度に丹波篠山市で予定されている「特定地域づくり事業協同組合」の設立に向けた構想検討に対して支援

商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業 (地域経済課)

商店街の新陳代謝・活性化を促進するため、商店街活動へ積極的に参加する若者や女性の空き店舗への新規出店を支援

〔実績〕 13店舗



(2) 地域活動に取り組む多様な主体の育成・支援

個人の価値観やニーズの変化に伴い、地域課題も多様化、複雑化している中で、地域との関係性の希薄化等により、地域づくり団体等の組織力が低下してきています。そこで、地域づくり活動団体等が自ら地域課題を解決することができるよう、団体等のエンパワーメントを図りました。

関連データ

【団体を運営する上での課題】(ひょうごボランティアプラザ地域連携・協働に関するアンケート(R5))

- ①活動資金の確保：61.3%
- ②スタッフの人手不足：57.5%
- ③スタッフの高齢化：35.0%

ふれあい活動アドバイザー派遣事業（県民躍動課）

地域づくり活動団体が抱える様々な課題を解決するため、「ふるさと兵庫 すごいすと」で取り上げた様々な分野の方々に「ふれあい活動アドバイザー」として団体へ紹介・派遣し、相談や助言等を通じて、地域づくり活動のさらなる活性化、発展を支援

〔実績〕 5 団体

〔事例〕 乳幼児のいる家庭に災害時のシミュレーションなどを体験してもらうことで、平時から災害を自分ごととして捉え、防災意識の向上を図った（淡路市）



NPO 法人マネジメントセミナー（県民躍動課）

NPO を対象に、団体のスキル、組織運営力の向上や持続可能な団体運営に資するセミナーを実施するとともに、多自然地域における NPO、行政、社協等の相互連携強化を促進

〔実績〕 ・NPO パワーアップセミナー動画(3 テーマ)の制作配信（視聴回数 140 回）
・スペシャルセミナーの開催（参加者 85 名）
・NPO 等地域団体へのアンケート実施



防犯アドバイザーの派遣（くらし安全課）

安全で安心して暮らせるまちづくりのための活動に自ら取り組み、高い見識と経験を有する人材を、地域において防犯活動、防犯環境の整備、官民が連携した犯罪防止のための活動等に取り組む又は取り組もうとする団体等に派遣し、団体等の悩みや課題の解決、安全・安心まちづくりに関する意識の高揚、ノウハウの習得等、団体等の活動の活性化を促進

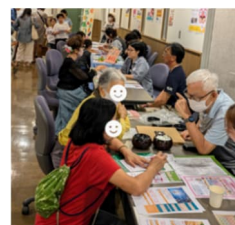
〔実績〕 兵庫県民大会(10/16)において、防犯協会関係者、防犯グループの代表者等約 300 名が参加し、侵入盗等の犯罪未然防止の知識を深めた。



【地域活動団体による草の根活動 ～ひょうごボランティア基金活用事例 vol.4～】

○団体活性化と住民参加を応援（きょうどうのわ）（神戸市）

六甲アイランドの地域づくり活動団体の活動を地域住民に知ってもらい、活動への参加を促すため、団体の活動見本市を開催。希望者には団体の活動見学・体験をコーディネート



○団体の自立に向けたトータルサポート（あしやNPOセンター）（芦屋市）

「活動人口 100%のまち」を目指し、地域課題解決に向けた活動を希望する個人・団体を応援するため、相談・人材育成や団体設立に係る書類作成指導を実施



5 資金調達支援

(1) 寄附文化の醸成・活動資金を生み出す仕組みづくり

地域課題解決に向け、県民の自発的な取組が求められる一方、活動上の課題として資金不足を挙げる団体・グループも少なくありません。

そこで、ふるさとひょうご寄附金の活用や地域づくり活動等へ助成するとともに、団体・グループの行う持続的で自立に向けた資金確保の取組を支援しました。

関連データ

【団体を運営する上での課題】(ひょうごボランティアプラザ地域連携・協働に関するアンケート (R5))

①活動資金の確保：61.3%

②スタッフの人手不足：57.5%

③スタッフの高齢化：35.0%

【寄附経験がある】42.3%(R元)→35.3%(R4) (市民の社会貢献に関する実態調査・内閣府)

寄附獲得に向けたファンドレイジングの展開 (財政課)

兵庫の強みを活かした地域創生を公民連携により推進するため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、ネーミングライツなどの取組により、地域づくりへの参画を促進

〔実績〕 寄附額：1,118,902千円

〔活用例〕 ①今後の被災地支援を担う人材の養成

②子ども食堂・ヤングケアラー等の応援

③犯罪被害者の支援

ひょうごボランティア基金助成事業 (県民躍動課)

ボランティアグループ・団体や NPO 法人等が行う地域づくり活動に対して資金支援を行い、活動の活性化を促進するとともに、交流会の開催等を通じ、団体・グループの活動のレベルアップを支援

〔実績〕 助成メニュー・金額等

| | 県民ボランティア活動助成 | 地域づくり活動 NPO 事業助成 | 中間支援活動助成 |
|------|---|--|---|
| 概要 | NPO 法人格を持たないグループによる草の根の活動に対し助成 | NPO 法人が地域団体等と連携し、専門性等を生かして地域づくりを進める活動に対し助成 | 地域の NPO 法人等の活動を支援する NPO 法人、公益法人等の活動に対し助成 |
| 助成事例 | 朗読・点訳・傾聴ボランティア、手話サークル、ふれあい喫茶・給食、いきいきサロン、防犯パトロール、子育て支援、読み聞かせ、日本語教室 等 | 就学後の子育て支援、移住定住促進事業、生活困窮者への日常生活支援、食品・生活用品等の回収配布会、環境学習プログラム、多世代交流プログラム 等 | 団体の組織力向上、活動資金の調達を中心とした相談、NPO・地域団体連携マッチング、ITリテラシー向上、ネットワーク強化 等 |
| 実績 | 2,648 件・52,960 千円 | 47 件・20,877 千円 | 18 件・8,160 千円 |

6 連携支援

(1) 多様な主体の連携・協働促進

地域団体やボランティアグループ、NPO、企業等がネットワークを形成し、分野や地域を越えて多様化する地域課題やニーズへ対応していくことが求められています。

そこで、多様な主体が、交流機会の提供等を通じ、連携して地域課題を解決するための取組を支援しました。

関連データ

【今後の活動での他団体と連携】(ひょうごボランタリープラザ地域連携・協働に関するアンケート (R5))

・連携したい：97.5%

【連携を希望する相手先】(同上)

①行政：78.2% ②学校・教育機関：66.7% ③自治会など地縁団体：64.1%

災害に備えたネットワークの構築 (県民躍動課)

災害救援ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、支援関係機関・団体が平時からの情報交換や被災者支援の訓練等を行い、相互ネットワークを強化

・災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議

参加者：37人 (NPO や市町職員等)



「ひょうご SDGs Hub」を活用した SDGs の推進 (SDGs 推進課)

企業や団体など、多様な主体が連携して SDGs に取り組むことで社会課題の解決と地域の活性化を目指すため、公民連携組織「ひょうご SDGs Hub」を設置・運営

〔実績〕会員数：607 団体 (R6.3 月末時点)

公式サイトを開設し、会員の取組発信・連携促進を強化。また、SDGs 先進国デンマークをモデルに、兵庫の目指すべき姿を考える催し(参加者 60 人)を実施

ヤングケアラー支援体制の構築 (地域福祉課)

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策に基づき、ヤングケアラー等の早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ、市町や関係機関との連携強化等を推進

〔実績〕

- ・専門相談窓口：のべ相談件数 500 件
- ・当事者支援グループ活動推進事業補助金：6 団体
- ・ヤングケアラー支援研修 オンライン研修受講者：約 400 人
応用研修(集合型)受講者：約 90 人
- ・フォーラム：参加者約 140 人
- ・配食支援モデル事業：配食実績 71 世帯



【中間支援団体による連携支援 ～ひょうごボランタリー基金活用事例 vol.5～】

○協働体制で構築する新たな地域づくり (なごみ) (西宮市)

まちの情報が得られる「まちの情報 SPOT」を設置し、その利用者の反応を調査するとともに、行政などと連携してこれから求められる中間的支援の在り方や体制について検討



7 仕組みづくり支援

地域を持続的に運営し、活力を維持するためには、地域づくりへの参加方法や関わり方の多様化を推進することが求められています。

そこで、地域を持続的に運営する仕組みづくりや、できる時にできる方法で参加する活動の促進、地域資源を活かした交流と連携を促進しました。

関連データ

【人口減少の進行】

将来推計 2020年:546万人→2050年:423万人(ひょうごビジョン 2050 参考資料(R3))

【小規模集落の増加】

小規模集落数 H20年:247集落→R2年:846集落(県地域振興課調)

【団体を運営する上での課題】(ひょうごボランタリープラザ地域連携・協働に関するアンケート (R5))

①活動資金の確保:61.3%

②スタッフの人手不足:57.5%

③スタッフの高齢化:35.0%

持続可能な自治会活動のあり方研究事業(市町振興課)

地域コミュニティの要となる自治会への加入率の低下・担い手不足が大きな課題となっており、これらに対応するため、自治会運営の好事例を学ぶキックオフセミナーの開催や、モデル地区を選定してコンサルティング方式による課題解決に向けた研究を実施

[事例]

- ・キックオフセミナー(9月6日 参加者:216名)
コロナ禍での活動制限・加入率低下・担い手不足等の自治会が抱える不安について、様々な活動をしている自治会の取組から、これからの自治会活動を考える
- ・モデル地区での課題解決研究
研究会を3回開催し、自治会への参加率の向上、自治会活動の効果的な広報、自治体での災害対策など、テーマごとにワークショップ等を開催

「農」に携わる人材確保モデルの取組支援(総合農政課)

人口減少・高齢化により人材不足が続く農山漁村の維持・発展の為には「農」に携わる人材確保に向けた取組が必要であり、都市住民等が「農」に携わる人材として定着するまでの流れを一体的に支援し、地域農業への多様な人材の参画を推進

[実績] 6件

(自給的農家など地域の「農」に携わる人材確保のためのモデル的な取組を行う、都市と農山漁村をつなぐNPO法人や企業等の中間支援組織に対して補助)

おためし企業体験事業(労政福祉課)

首都圏在住求職者や就職氷河期世代等の不安定就職者等に対し、おためし企業体験を通じ、適性にあった企業への就職を支援

[実績] 体験者数:603人

【NPOによる仕組みづくり支援 ～ひょうごボランタリー基金活用事例 vol.6～】

○家庭が居づらい子ども・若者の居場所・支援体制づくり(ふおーらいふ)(神戸市)

生きづらさを抱える子ども・若者(11~20歳)を対象に安全に過ごせる居場所をつくるとともに、支援機関と連携してサポートを展開。今後は他地域での同様の取組の普及や支援団体のネットワーク構築を目指す



2 県行政への参画と協働の推進

県では、地域課題や県民ニーズの多様化に対応するため、県民参画による広報・広聴事業を通じた情報公開や、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階での県民の参画と協働により、県民の視点に立った県行政を推進しました。

1 情報公開の推進

県民が的確に判断できるよう、施策や各種調査データなどの情報を適確に提供しました。

情報公開制度の運用（法務文書課）

公正で透明な県民に開かれた県政を実現するため、公文書の公開、情報提供等、情報公開制度を適切に運営

〔請求件数〕 3,075 件

〔公開率〕 88.4% ※公開率 = (全部 + 部分公開) / (請求件数 - 取下げ)



〔NPOによる実証的研究 ～ひょうごボランティア基金活用事例 vol.7～〕

○NPO法人のアカウンタビリティにかかる実証的研究 (コミュニティ事業支援ネット)(西宮市)

西宮市内のNPO法人の公開情報を点検するなどして、アカウンタビリティにかかる課題を抽出し、課題のあった法人へアドバイスするなどして、市民に信頼されるNPO法人づくりを支援



2 政策形成への参画機会確保

パブリック・コメント手続の運用など、県民から広く意見を求める機会を確保するとともに、県民が県行政に提案できる多様な機会を確保しました。

躍動カフェの開催（県民躍動課）

地域で活躍する県民と知事が直接対話を行う「躍動カフェ」を開催し、地域の魅力や課題、将来像についてともに考えることで、参加者間の連携促進や県施策への反映など、より良い地域づくりを推進

| | 開催日 | 開催地域 | テーマ |
|---|---------|------|---------------------------------|
| 1 | R5.7.8 | 阪神南 | 住み続けたい、移り住みたい、訪ね続けたい阪神南地域へ |
| 2 | R5.7.28 | 淡路 | 淡路島に移り住んで実現する、自分らしい暮らし方・子育て・働き方 |
| 3 | R5.10.7 | 神戸 | 多様な人がいきいきと暮らし、賑わいを創出し続けるまち KOBE |



＜いただいた意見が反映された主な施策＞

- ・ 阪神間の専門施設で不妊治療を受ける際の通院交通費の負担感（淡路地域）
→ 先進医療受診時における通院交通費の一部助成

県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）制度（県民躍動課）

県民生活に密接に関わる計画・方針等を策定する際に意見を広く募集し、対応を公表
〔実施件数〕 37件（結果未発表2件）

〔意見提出件数〕 1,988件（提出人数 1,020人）

〔意見への対応〕 反映 281件(14%)、計画等に既に盛り込み済 357件(18%)、今後の検討
課題 477件(24%)、対応困難 21件(1%)、その他 852件(43%)

〔実施案件（主なもの）〕

- ・第4期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）（素案）
- ・兵庫県パートナーシップ制度（素案）
- ・ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画 等

審議会等の委員公募及び公開（県民躍動課）

県民の意見を審議会等の審議に反映させるため、委員を公募するとともに、傍聴や
議事録等の公開を推進

〔公募機関数〕 21機関

〔公開機関数〕 54機関

〔実施機関（公募・公開とも実施した主なもの）〕

県民生活審議会、男女共同参画審議会、子ども・子育て会議、環境審議会 等

学生未来会議（教育課）

学生を取り巻く様々な課題に対する若者視点の意見を
県政に反映させるため、学生と知事が意見交換を実施

〔実績〕 7月5日 兵庫県立大学生 12人
テーマ：理系人材の県内就職の促進

9月1日 インターンシップ生 約140人
テーマ：多様な働き方の推進 など



3 協働事業の機会確保

県民と協働して地域特有の課題を解決するため、グループ・団体、NPO法人など
との協働事業を展開するとともに、課題の解決に向けて県行政と協働して取り組む
推進員等を設置しました。

SDGs 公民共創プロジェクトの推進（SDGs 推進課）

SDGs における幅広い分野から先導的に取り組むべき重点テーマを設定し、県内の主
要経済7団体と連携してSDGsを推進

〔実績〕 6件

〔事例〕 学生と描くSDGsプロモーション事業

県と県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県
中小企業家同友会の連携により、県内6大学の学生
が県内企業を訪問し、学生目線で企業のSDGsの取組
をPRする動画を制作



豊かな海づくりに向けた県民運動の展開（水大気課）

豊かな海づくり活動を県民総参加の運動へと発展させていくために、行政、企業、NPO、関係団体など多様な主体が取り組む豊かな海づくり活動のネットワーク化、団体相互の情報共有や活動の連携を推進

〔実績〕

- ・「ひょうご豊かな海づくり県民会議」設立（7/27 設立時 75 団体）
- ・豊かな海づくり推進大会開催(11/11 参加者約 500 名)
豊かな海づくり活動の取組事例発表や展示など

ひょうご中間支援団体ネットワークとの連携（県民躍動課）

県内の中間支援団体 32 団体により構成される「ひょうご中間支援団体ネットワーク」と所轄庁である兵庫県、神戸市が連携を深めるため、オンライン会議やメーリングリストを活用し、課題の共有及び意見交換を実施

〔実施内容〕 全体会 3 回開催

推進員等の設置（県民躍動課）

地域福祉、防犯・防災、教育など特定分野の課題の解決に向けて県行政と協働して取り組む推進員を設置。その活動が円滑に進むよう、必要な情報提供や活動の PR、他の推進員とのネットワークづくりを推進（推進員委嘱数 65 職種、25,885 人）

〔主な推進員〕

- | | |
|---------------|---------|
| ・子育て家庭応援推進員 | 1,834 人 |
| ・男女共同参画推進員 | 1,287 人 |
| ・くらしの安全・安心推進員 | 225 人 |
| ・健康づくり推進員 | 2,481 人 |
| ・地域安全まちづくり推進員 | 2,485 人 |

【県民局・県民センターの参画と協働に係る取組】

神戸ジャズ 100 周年記念事業（神戸）

日本初のプロバンドが神戸でジャズを演奏して 100 周年を迎えたことを記念し、関係団体の協力も得て、神戸市内全域でジャズイベントを開催することで、「ジャズの街神戸」をさらに PR するとともに賑わいを創出（10 会場、来場者：7,040 名）

尼崎の森ファミリークラブ（阪神南）

小学 1 年生とその家族による植樹会を実施。その後、小学 4 年生の時に除草、中学 2 年生間伐を体験

- ・第 8 期ファミリークラブ植樹会 11 月 5 日、参加者：105 名

阪神北公民連携スキルアップセミナー（阪神北）

地域課題の解決を図るため、地域活動団体同士の交流のみならず、行政や地域活動に関心を持つ企業や学生との連携を深める場として、セミナー及び交流会を開催

- (1) 地域活動「編集会議」DAY1（セミナー）11 月 5 日、参加者：32 名（現地）、37 名（オンライン）
- (2) 地域活動「編集会議」DAY2（交流会）11 月 18 日、参加者：20 名
- (3) 地域活動「編集会議」DAY3（交流会）12 月 2 日、参加者：21 名

東播磨フィールドステーション事業（東播磨）

公・民・学の 5 者で地域連携協定を締結し、共創のプラットフォームとして東播磨フィールドステーションを拠点に、学生の参画による農村地域の活性化プロジェクトやため池管理体制の再構築プロジェクトなど、地域の新たな仕組みづくりを実施

- ・地域住民などから寄せられる相談窓口事業：相談件数延べ 96 件
- ・ため池サービスに関わる研究事業：延べ 6 件
- ・交流活動事業：延べ 39 回

北播磨地域の交流基盤強化（北播磨）

管内各地の観光ボランティアについての登録制度を創設し、観光客などが利用できるように情報発信することによりし、これまで育成してきた観光ボランティアの有効活用を促進実施

- ・管内の施設約 170 件に対するアンケート調査及び同調査結果を踏まえたボランティアガイドに関する冊子を作成

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進プロジェクト（中播磨）

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会を中心に、認定ストーリーの魅力発信や、周辺の魅力を含めた地域のブランド化、活性化の取組を実施

特別列車サイクルトレインを運行（9 月 10 日、参加者：66 名）

- ・JR 播但線を「銀の馬車道・鉱石の道」に見立て、沿線の歴史的背景や食文化を発信する特別列車を県内在住インフルエンサーや地元の任意団体等との協力により運行

兵庫・鳥取県際交流～日本の原風景「国道 29 号沿線地域」賑わいづくり～（西播磨）

「日本の原風景」と呼ぶにふさわしい、四季折々の自然や農山村の景観、歴史的価値のある文化的景観などを現在も多数とどめる国道 29 号沿線地域の活性化を図るため、宍粟市や沿線市町と協力して、沿線の地域づくり活動団体で構成する「日本風景街道新因幡ライン協議会」の実施する住民主体による地域づくりの取組を支援

- (1) 日本風景街道新因幡ライン沿線自治体等連絡協議会による沿線の緑化、賑わいづくりを支援
- (2) 日本風景街道「新因幡ライン」インスタ投稿キャンペーン
期間：令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日
- (3) 新因幡ライン PR マップの更新・増刷：10,000 部

歴史トリップストーリーの作成（但馬）

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会を中心に、日本遺産の構成文化財と竹田城跡や城崎温泉などの周辺施設を関連付けた歴史を掘り起こし、全県縦断ルートで構築する魅力的なストーリーを作成し、誘客促進及び関係地域のブランディングを推進・月刊誌『歴史人』に日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」及び播磨・但馬地域の山城、食並びに酒についての記事を掲載

丹波型事業共創コミュニティ（パートナーシップ）の構築（丹波）

事業共創パートナー（丹波地域で活躍する起業家など）を中心に地域内外の力を結集し、地区（小学校区等）単位のオープンイノベーションの仕組みの構築を図り、地域課題の解決に資するビジネスや地域資源を活かしたビジネスの創造を促進

- ・ 事業共創パートナーを登用（4 人）
- ・ 共創パートナーが取り組む各地域の計画を発表、意見交換
- ・ 共創パートナーの地域課題解決の取組を可視化したパンフレットを作成

日本遺産「国生みの島」の魅力発信（淡路）

平成 28 年 4 月に日本遺産に認定された「国生みの島・淡路島」へ寄せられつつある関心をより一層高め、島民のふるさと意識の醸成を図るとともに、その魅力を国内外へ発信し、さらなる関係人口の創出・拡大、誘客促進、持続可能な地域づくりに繋げる。

- ・ 淡路島の地域活性化を図る事業を実施する団体への助成（計 2 件・400 千円）
- ・ 淡路島日本遺産の魅力を伝えるサポーターの養成（参加者数：9 名）
- ・ 国生みの島をテーマにしたスマホ向け RPG「はじまりの島」を運営
（ダウンロード件数：11,598 件）

4 評価・検証への参画機会確保

県民の参画と協働を推進するため、県施策の推進状況や成果等をわかりやすく公表し、県民との情報共有を推進するとともに、県民が県施策の事業評価に参画する機会を確保しました。

県民モニター（広報広聴課）

県民の意向を的確に把握し、施策や事業の立案等に生かすため、県民に身近な課題について、インターネットで意見聴取可能な「県民モニター」制度により、事業評価に参画する機会を確保

〔登録者数〕 2,568 人

〔実施回数〕 年 4 回（平均回答率 73.9%）

各種事業報告書等の作成・公表

○「ひょうご消費生活プラン」の策定（県民躍動課）

県立消費生活総合センターを核とした県消費生活行政の展開に向けて、社会状況の変化や国における検討、新たな課題への対応などを踏まえた、消費者行政を統合的かつ計画的に推進していく指針を策定

○「令和 5 年度ひょうごの男女共同参画」（男女青少年課）

県における男女共同参画社会づくりの現状や、県・市町の取組状況を公表

ひょうご事業改善レビューの実施（県政改革課）

県政改革方針で定める「イノベーション型の行財政運営」の実現を目指す取組の一環として、外部有識者による専門的・客観的視点から意見をいただき、新たなアイデアを取り入れながら、より時代の変化や県民ニーズに合った行政サービスの提供を推進

5 その他（市町における参画と協働の取組状況）

参画と協働の取組は、市町においても積極的に進められています。住民の参画と協働の推進に関する理念等を定めた条例等の制定や、施策に住民の声を反映させるためのパブリック・コメント手続などの制度が取り入れられています。

- ・ 条例及び指針等制定市町数（※） : 条例 22 市町、指針等 34 市町
（条例あるいは指針を制定済 37 市町）
- ・ パブリック・コメント手続導入市町数 : 40 市町
- ・ 附属機関等の委員公募実施市町数 : 41 市町

※ 住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方等を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等

[参考]

県民の参画と協働の推進に関する条例

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条～第7条）

第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）

第4章 雑則（第11条～第12条）

附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことにより、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先進的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働による多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念のっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念のっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるような必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めたときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。

（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念のっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動を共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念のっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念のっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雑則

（年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

令和5年度 参画と協働関連施策の年次報告

令和6年12月

兵庫県県民生活部県民躍動課 参画協働班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-362-3996

E-Mail：kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp